

「広島県耐震改修促進計画（第3期計画）」の骨子案について

建築課

1 要旨

- (1) 広島県耐震改修促進計画は、県内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的として定めている。
- (2) 現行計画が令和2年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、第3期計画を策定する。

2 現行計画の取組成果と課題

- (1) 多数の者が利用する建築物のうち、大規模建築物、防災拠点建築物※及び広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に重点的に取り組み、目標としていた耐震診断の実施は概ね完了した。
- (2) 住宅については、市町の耐震改修補助制度の利用が低調であったことなどから、効果的な支援について対応していく必要がある。

※ 耐震改修促進法により県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

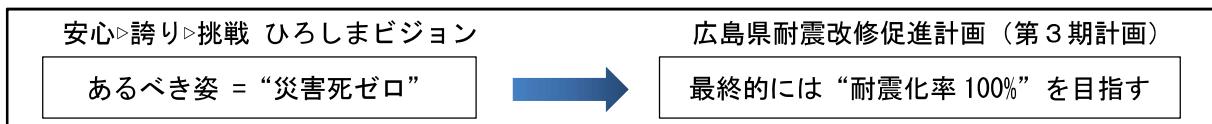
3 骨子案の概要

- (1) 計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）

(2) 策定にあたっての考え方

- ア 多数の者が利用する建築物については、重点的取組に位置付けた第2期計画を継承することとし、第3期計画では耐震改修に向けた指導強化に主な取組を移行させて施策を展開する。
- イ 住宅についても新たに重点的取組に据え、さらなる耐震化の促進に取り組むこととする。

(3) 目指す姿



(4) 目標とする耐震化率等

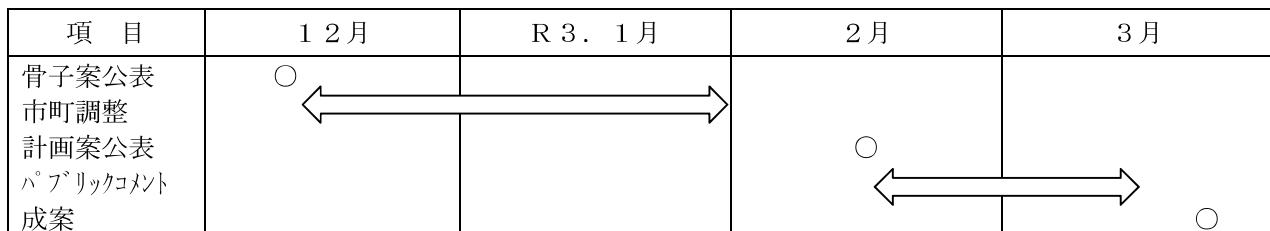
対象	項目	現状値（R2末）	目標値（R7末）	目指す姿
住宅	耐震化率	84.5% (推計) (約103万戸/約122万戸)	92%	R12末迄に 概ね解消
多数の者が利用する建築物	耐震化率	91.3% (推計) (約19千棟/約21千棟)	96%	R12末迄に 100%
対象建築物 耐震診断義務付け	大規模建築物	78.9% (206/261棟)	概ね解消	
	防災拠点建築物	92.7% (786/848棟)		
	避難路沿道建築物 (広域緊急輸送道路)	9.1% (22/約240棟)		

（5）施策体系

第2期計画 施策体系		第3期計画 施策体系（下線：新規施策）	
1 全般事項		1 全般事項	
① 相談体制の整備や情報提供の充実		① 相談体制の整備や情報提供の充実	
② 関係団体との連携等による普及啓発		② 関係団体との連携等による普及啓発	
2 多数の者が利用する建築物		2 多数の者が利用する建築物	
① 市町の補助制度の継続、創設の促進		① 市町の補助制度の継続、創設の促進	
② 公共建築物の計画的な耐震化		② <u>計画的な耐震化に向けた指導強化</u>	
③ 所有者への意識啓発		③ 所有者への意識啓発	
○ 大規模建築物【重点】		○ 大規模建築物【重点】	
④ 公表した耐震化状況の更新		④ 公表した耐震化状況の更新	
⑤ 民間建築物の耐震化促進		⑤ <u>民間建築物の耐震化に向けた指導強化</u>	
○ 防災拠点建築物※【重点】		○ 防災拠点建築物※【重点】	
⑥ 公表した耐震化状況の更新		⑥ 公表した耐震化状況の更新	
○ 避難路沿道建築物（広域緊急輸送道路） 【重点】		○ 避難路沿道建築物（広域緊急輸送道路）【重点】	
⑦ 耐震診断義務付け（報告期限：R2末）		⑦ <u>公表した耐震化状況の更新</u>	
⑧ 民間建築物の耐震化促進		⑧ <u>民間建築物の耐震化に向けた指導強化</u>	
3 住宅		3 住宅【重点】	
① 市町の補助制度の改善、創設の促進		① <u>市町の補助制度の改善への支援、創設の促進</u>	
② 所有者への意識啓発		② 所有者への意識啓発	

※ 耐震改修促進法により県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 スケジュール



広島県耐震改修促進計画（第3期計画）骨子案について

1 第2期計画に係る取組の振り返り

(1) 目指す姿

目指す姿	多数の者が利用する建築物は令和12年までに、住宅は令和17年までに耐震化率100%を達成し、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護することができます。
------	--

(2) 第2期計画に係る目標の達成状況

第2期計画について、目標の達成状況及び取組の進捗状況を確認するとともに課題の把握を行った。

対象	項目	進捗状況			達成状況	
		H28. 3	R3. 3 [推計]			
			目標値	現況値		
多数の者が利用する建築物	耐震化率	86.4%	92.0%	91.3%	未達	
重点的取組	大規模建築物	耐震改修実施率	66.2% (182／275棟)	100%	78.9% (206／261棟 ^{※2})	
		耐震診断実施率	0% (0／55棟)	100%	100% (33／33棟 ^{※2})	
	防災拠点建築物 ^{※1}	耐震改修実施率	80.6% (768／953棟)	—	92.7% (786／848棟 ^{※2})	
		耐震診断実施率	0% (0／276棟)	100%	94.9% (262／276棟)	
	避難路沿道建築物 (広域緊急輸送道路)	耐震改修実施率	0% (0／約240棟)	—	9.1% (22／約240棟)	
		耐震化率	79.2%	85.0%	84.5%	
住宅	K P I	耐震改修補助制度 創設市町	52.2% (12／23市町)	—	78.3% (18／23市町)	
		市町の累計 耐震改修補助戸数	77戸	—	117戸	

※1 耐震改修促進法により県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

※2 母数の変化は除却等が進み対象棟数が減ったため

(3) 総括

【多数の者が利用する建築物】

- ・ 公共建築物については、防災拠点建築物の耐震化に重点的に取り組んだことなどにより、耐震化は順調に進んだが、耐震化されていないものも一定数残っており、これを着実に耐震化することが必要である。
- ・ 民間建築物については、大規模建築物や避難路沿道建築物の耐震化に重点的に取り組んだが、建物所有者が耐震化の行動に至るまでの耐震化意識を向上させるような普及啓発には至っていない。
- ・ 耐震化促進に向けて、引き続き普及啓発に取り組むとともに、公共建築物や重点取組である大規模建築物などを中心に、耐震化の指導を強化していく必要がある。

【住宅】

- ・ 相談体制の整備や情報提供の充実など建物所有者への意識啓発や、耐震化の支援、技術者育成など環境整備に取り組んできたが、市町の耐震改修補助制度の創設が 18 市町に留まり、また、その利用は低調であった。
- ・ 昭和 56 年 5 月以前の建築基準法に基づく耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）のもとで建設された木造住宅の多くは、建替更新時期に来ており、適切な維持管理がなされていない場合、耐震改修よりも建替（除却）のニーズが高くなるが、現状の支援制度は耐震改修のみを対象としている。
- ・ 耐震化促進に向けて、引き続き普及啓発に取り組むとともに、建替更新時期の到来を踏まえ、効果的な支援について対応していく必要がある。

(4) 重点的取組ごとの目指す姿、取組状況と課題

1 大規模建築物の耐震化の促進	
目指す姿	不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の建築物（大規模建築物）の全棟において耐震性が確保され、大規模地震発生時の建物利用者の安全が確保されています。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・ 平成 29 年 2 月に県内の大規模建築物全棟の耐震化状況（耐震診断結果や耐震改修の予定など）を公表し、以降も所有者に対する定期的な耐震化状況の確認と併せて公表内容を更新することにより、所有者の耐震化への意識の向上を図っている。・ 最も棟数が多い小学校等（174 棟）を含む公共大規模建築物については、耐震診断結果の公表などにより、社会的な関心が一層高まることで耐震化予算の計画的な確保につながり、耐震改修の実施が進んでいる。・ 民間大規模建築物については、平成 28 年度に創設した耐震改修の補助制度（他省庁補助が活用可能なもの並びに広島市内にあるものは対象外）を、戸別訪問により丁寧に説明するなどの働きかけにより一定程度進展し、補助制度の対象としていた 18 棟のうち 11 棟が補助制度を活用し耐震改修を実施している。
課題	<ul style="list-style-type: none">・ 全体の対象棟数 261 棟に対し耐震性が確保されているものは 206 棟であり、耐震性が 55 棟においてまだ確保されていないことから、引き続き公表している耐震化状況の確認と併せて公表内容を更新することにより、所有者の耐震化への意識の向上を図る必要がある。・ 公共大規模建築物については、施設の将来的な計画が検討途中であることも耐震化が進まない一因となっている。・ 補助対象の民間大規模建築物のうち 7 棟について、今後も改修の目途が立たないようであれば、法に基づく指示等を行う必要がある。

2 防災拠点建築物*の耐震化の促進	
目指す姿	防災拠点建築物*として指定した官公庁、空港、病院、避難所等の耐震性が確保され、地震発生後の人命救助、復旧活動に有効的に利用されています。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年 3 月末を期限として耐震診断結果の報告を義務付けた全棟において、耐震診断が完了している。 平成 27 年 2 月に防災業務等の中心となる建築物全棟の耐震化状況（耐震診断結果や耐震改修の予定など）を公表し、以降も所有者に対する定期的な耐震化状況の確認と併せて公表内容を更新することにより、所有者の耐震化への意識の向上につながり、計画的に耐震化予算が確保され、耐震改修の実施が進んでいる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 対象建築物 848 棟のほとんどは公共建築物であり、786 棟において耐震性が確保されているが、施設の将来計画が検討中であることに起因し、62 棟において耐震性がいまだ確保されていない。 このため、所有者である市町等に対し、早期での耐震改修等の計画の策定及び耐震改修の実施を働きかけていくとともに、引き続き公表している耐震化状況の確認と併せて公表内容を更新することにより、耐震化への意識向上を図る必要がある。
3 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進	
目指す姿	広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震性が確保されていることにより、大規模地震発生時において、広域緊急輸送道路の通行が確保され早期の救助・復旧活動が円滑に進められています。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 3 月末を期限として耐震診断結果の報告を義務付け、戸別訪問により所有者の個別の事情に応じた積極的かつ丁寧に耐震診断実施を働きかけたことなどにより、対象建築物 276 棟のうち 262 棟の耐震診断が完了している。 耐震診断の結果、耐震性不足と判定された建築物の所有者に対し、平成 28 年度に創設された補助制度を活用した耐震改修の実施を働きかけたことにより、民間建築物 13 棟に耐震改修の補助を行った。耐震性を確保している公共建築物 9 棟と合わせ 22 棟で耐震性が確保されている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 対象建築物 276 棟のうち 14 棟は、耐震診断の実施に理解が得られないことや、所有者が不明（未登記、空きビル等）であることから、いまだ耐震診断を実施されていないが、義務付けている耐震診断結果の報告期限を令和 3 年 3 月末に迎えることから、法に基づく指示等により指導の強化をする必要がある。 耐震診断の結果、耐震性不足と判定された約 240 棟（見込みを含む。）のうち、いまだ 22 棟しか耐震性が確保されていないことから、耐震化状況を公表することにより所有者の社会的責任として耐震化していく意識の向上を図るとともに、引き続き補助制度を活用した耐震改修実施の働きかけにより、耐震化を促進させる必要がある。

* 耐震改修促進法により県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

2 社会情勢の変化や所有者・事業者の意見

第2期計画策定後から現在、そして今後想定される社会情勢や環境の変化を把握するとともに、耐震化に取り組む主体となる建物所有者や事業者から意見を聴取した。

(1) 南海トラフ巨大地震の発生確率の引き上げ

県が公表している南海トラフ巨大地震による被害想定では、福山市など瀬戸内海沿岸の6市町での最大震度は6強、広島市は6弱、県北地域も震度5強になるとしている。

この大地震が30年以内に発生する確率は、平成30年2月に「70%」から「70~80%」に引き上げられ切迫した状況にあることから、総合的な地震対策を行っていくことが必要となっている。

(2) 甚大な被害をもたらす頻発する地震

平成28年熊本地震及び鳥取県中部地震、さらには、平成30年大阪府北部地震など、近年においても度重なる地震に見舞われ、多くの人的被害や住家の被害が発生している。

その中で再認識されたのは、以前から耐震性不足が指摘されてきた、旧耐震基準で建設された木造住宅の倒壊率の高さと、一部損壊の被害が多発することにより、多くの方が避難生活や住宅の復旧等を余儀なくされる実情である。

のことから、本県においても旧耐震基準で建てられた住宅を中心とした、耐震化施策のさらなる推進の必要性が明らかになっている。

また、ブロック塀等の倒壊など、住宅の倒壊以外でも尊い命が失われており、これらの安全対策を強化していく必要がある。

(3) 平成30年7月豪雨災害などの土砂災害などの視点

本県は、平成30年7月豪雨など、土砂災害をはじめとした自然災害による甚大な被害が頻発している。

このため、地域の安全・安心に関わる防災・減災対策に取り組んでいくとともに、長期的な視点も持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を行うなど、安心して暮らせる都市の構築を市町と協力して進めていくことが求められている。

(4) 住宅の耐震化を取り巻く環境

耐震化率を算出する際の耐震化向上への寄与は、主に建替え（旧耐震基準の住宅が減少し、新耐震基準の住宅が増加）と耐震改修によるものである。

また、旧耐震基準の木造住宅は、新しい物でも築40年を迎えようとしており、耐震改修等の実施による長寿命化、もしくは建替えるかの判断の岐路にたつものが増加してきている。

このため、耐震化の促進に向けては、これまで進めてきた耐震改修に加え、耐震性を有しない住宅を除却し建替えることを推進していくことが効果的となってきた。

(5) 多数の者が利用する建築物の所有者の意見

意見の種別	主な内容
耐震化費用面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断により耐震性が把握されても、補修や建替などの費用を支出することは現実的に不可能。 ・ 予算の確保が困難であるため、老朽化してきた設備の改修を優先する傾向にある。
収益確保面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修または建替期間の「休業」が最大の課題。仮に耐震化に対する費用の全額補助が出るとしても、工事期間中収益が得られないこと、使用が制限されるためのテナント等への補償が大きく実施困難である。
工事実施面の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断や改修工事を、どこに依頼したら良いか分からぬ。 ・ 義務・指示・要請などの法律がよくわからない。義務であれば検討しやすい。

(6) 住宅関係団体等の意見

意見の種別	主な内容
耐震改修の顧客ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修促進のDMを行ったりするが新規顧客の関心は低い。 ・ 耐震改修のみを行う工事は皆無で大規模リフォームの際に実施することがほとんど。そのため工事費も高額になり建替えの意向が強くなる。
耐震改修の事業者シーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハウスメーカーは耐震改修にはあまり積極的ではない。 ・ 耐震改修工事は業者間でも手間ばかりかかるので不人気。 ・ 業界全体としては築40年くらいの住宅は建て替えた方が良いのではないかという風潮がある。
耐震改修の補助制度ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修補助より建替えによる耐震化を促進するための解体補助が効果的である。 ・ 耐震診断と耐震改修の補助制度が分かれているのが手続き上手間と感じる。パッケージとして活用出来たら便利になるのでは。 ・ 市町が実施している既存の制度は補助額が少なく、手続きに要する労力に見合った額になっていないため活用の提案が難しい。 ・ 耐震改修のみの単純な補助ではなく、定住促進などの誘導施策と絡めた方が意欲が沸くと思う。

3 第3期計画の施策体系への反映

振り返りや社会情勢の変化等を踏まえ、次のとおり次期計画の施策体系等を作成した。

(1) 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

(2) 基本理念

県内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護する。

- 「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」に掲げるるべき姿（概ね30年後）と目指す姿（10年後）を見据えた耐震化率等の目標を設定し、施策を展開する。

【参考】「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」に掲げるるべき姿（概ね30年後）と目指す姿（10年後）

るべき姿（概ね30年後）
<ul style="list-style-type: none">頻発・激甚化する豪雨等による風水害や、南海トラフ巨大地震などから生命・財産を守るために、効率的かつ効果的なハード対策が実施されているとともに、県民一人ひとりが、災害から命を守るために適切な避難行動を実践することが当たり前の文化となり、自助・共助・公助を一体的に推進することにより、「災害死ゼロ」及び「県民生活や経済への影響の最小化」が実現しています。
目指す姿（10年後）
<ul style="list-style-type: none">防災施設の整備などのハード対策による事前防災を効率的かつ効果的に進め、災害等による県民生活や経済活動への影響が最小限に抑えられているとともに、AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用した官民連携によるインフラマネジメントの仕組みが構築され、県民が安全で快適な日常生活を送っています。

- 社会資本未来プランに掲げる基本的考え方と施策の方向性に沿い、大規模災害から県民の安全・安心を確保するための効果的かつ効率的なハード対策による事前防災としての視点から、建築物の耐震化の促進に取り組む。

【参考】次期社会資本未来プランに掲げる基本的考え方と主な重点的取組

基本的考え方（[最適な資源配分によるハード対策の推進]）
<ul style="list-style-type: none">特に、激甚化・頻発する異常気象等による大規模災害から県民の安全・安心を確保することや人口減少社会下においても社会・経済活動を維持・発展させるためには、引き続き、必要な基盤の整備などのハード対策に取り組む必要がある。
主な重点的取組（[1] 安全・安心な県土づくり）
<ul style="list-style-type: none">平成30年7月豪雨災害等の被災地における再度災害防止対策、緊急輸送道路の機能強化、防災拠点や人口・資産の集積状況等を踏まえたハード対策による事前防災を推進

(3) 目標とする耐震化率等

対象	項目	現状値（R2末）	目標値（R7末）	目指す姿
住宅	耐震化率	84.5%（推計） (約103万戸/約122万戸)	92% 【95%】	R17末迄に100% 【R12までに概ね解消】
多数の者が利用する建築物	耐震化率	91.3%（推計） (約19千棟/約21千棟)	96% 【定めなし】	R12末迄に100% 【定めなし】
対象建築物 耐震診断義務付け	大規模建築物	78.9%（206/261棟）	概ね解消 【概ね解消】	
	防災拠点建築物	92.7%（786/848棟）		
	避難路沿道建築物 (広域緊急輸送道路)	9.1%（22/約240棟）		

【】内数値は国の目標値等

(4) 第3期計画における施策展開の考え方

多数の者が利用する建築物と住宅の耐震化を2つの軸とした第2期計画を継承し、これを発展させた形で施策を展開する。

多数の者が利用する建築物の中でも、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる次の3つの建築物に重点を置いた第2期計画までの取組により、耐震診断は概ね完了した。引き続き被害軽減効果が高いと考えられる3つの建築物に重点を置くとともに、第3期計画においては耐震診断の次のステップとなる耐震改修に主となる取組の対象を移行させて耐震化の促進を図ることとする。

- 大規模建築物・・・ 不特定多数の者及び避難弱者が利用する一定規模以上の建築物であり県民の誰もが被災する可能性がある。
- 防災拠点建築物^{*}・・・ 地震発生後の救援・救護活動、消火活動等に必要であり、機能的に他の建築物で代替できない。
- 広域緊急輸送道路沿道建築物
・・・ 耐震化により倒壊を防止し、多数の者の避難や県外からの救援・救護活動のため、道路機能を保持する必要がある。

また、住宅の耐震化についても第2期計画で取組を進めてきたが、耐震改修の補助制度の創設が18市町にとどまり、その利用状況が低調であった。そのため、第3期計画では住宅について、新たに重点的な取り組みに据え、さらなる耐震化の促進に取り組むこととする。

(5) 施策体系

第2期計画 施策体系		第3期計画 施策体系（二重下線：新規施策）
1 全般事項	① 相談体制の整備や情報提供の充実 ② 関係団体との連携等による普及啓発	1 全般事項
2 多数の者が利用する建築物	① 市町の補助制度の継続、創設の促進 ② 公共建築物の計画的な耐震化 ③ 所有者への意識啓発	2 多数の者が利用する建築物
○ 大規模建築物【重点】	④ 公表した耐震化状況の更新 ⑤ 民間建築物の耐震化促進	○ 大規模建築物【重点】
○ 防災拠点建築物 [*] 【重点】	⑥ 公表した耐震化状況の更新	○ 防災拠点建築物 [*] 【重点】
○ 避難路沿道建築物（広域緊急輸送道路） 【重点】	⑦ 耐震診断義務付け（報告期限：R2末） ⑧ 民間建築物の耐震化促進	○ 避難路沿道建築物（広域緊急輸送道路）【重点】 ⑦ 公表した耐震化状況の更新 ⑧ 民間建築物の耐震化に向けた指導強化
3 住宅	① 市町の補助制度の改善、創設の促進 ② 所有者への意識啓発	3 住宅【重点】 ① 市町の補助制度の改善への支援、創設の促進 ② 所有者への意識啓発

※ 耐震改修促進法により県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 第3期計画の施策体系ごとの目指す姿と取組の方向（案）

1 全般事項	
目指す姿	多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震性が確保され、大規模地震発生時の「災害死ゼロ」及び「県民生活や経済への影響の最小化」が実現しています。
取組の方向	<p>① 相談体制の整備や情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の更なる充実、建築関係団体と連携した情報提供に努める。 <p>② 関係団体との連携等による普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体と連携した講習会等を開催し、専門技術者を養成する。
2 多数の者が利用する建築物	
目指す姿	多数の者が利用する建築物の耐震性が確保されたことにより、大規模地震発生時の建物利用者の安全が確保されているとともに、地震発生後の救援・救護活動、消防活動等が円滑に進められています。
取組の方向	<p>① 市町の補助制度の継続、創設の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助制度未創設市町等に制度創設を促す。 <p>② 計画的な耐震化に向けた指導強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共建築物及び民間建築物の計画的な耐震化を促進するため、所有者に対し定期的にその検討状況を確認することにより、耐震改修等の実施に向けた計画を早期に策定するよう働きかける。 <p>③ 所有者への意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ巨大地震等に備えるべきことのPRに引き続き取り組む。
○ 大規模建築物【重点的取組】	
KPI：令和7年度末までに耐震性不足の建築物を概ね解消	
目指す姿	不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の建築物（大規模建築物）の全棟において耐震性が確保され、大規模地震発生時の建物利用者の安全が確保されています。
取組の方向	<p>④ 公表した耐震化状況の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年2月に公表した耐震化（耐震診断結果や耐震改修の予定など）の進捗状況を、引き続き定期的に所有者に確認し公表することにより、所有者の耐震化に向けた意識啓発を図り、早期の耐震改修の実施につなげる。 <p>⑤ 民間建築物の耐震化に向けた指導強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未改修の民間建築物について、今後も改修の目途が立たないようであれば、社会的責任への自覚を促すための行政指導を強化する。
○ 防災拠点建築物※【重点的取組】	
KPI：令和7年度末までに耐震性不足の建築物を概ね解消	
目指す姿	防災拠点建築物※として指定した官公庁、空港、病院、避難所等の全棟において耐震性が確保され、地震発生後の人命救助、復旧活動に有効的に利用されています。
取組の方向	<p>⑥ 公表した耐震化状況の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年2月に公表した耐震化（耐震診断結果や耐震改修の予定など）の進捗状況を、引き続き定期的に確認し公表することにより、所有者である市町等に対し早期での耐震改修等の計画の策定及び耐震改修の実施を働きかける。

○ 避難路沿道建築物（広域緊急輸送道路）【重点的取組】

KPI：令和7年度末までに耐震性不足の建築物を概ね解消

目指す姿	広域緊急輸送道路沿道建築物の全棟において耐震性が確保されていることにより、大規模地震発生時において、広域緊急輸送道路の通行が確保され早期の救助・復旧活動が円滑に進められています。
取組の方向	<p>⑦ 公表した耐震化状況の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月末までを期限として報告を受けた耐震診断結果をとりまとめ、耐震改修の予定等と合わせて公表する。 公表した耐震化（耐震診断結果や耐震改修の予定など）の進捗状況を定期的に所有者に確認し公表することにより、所有者の耐震化に向けた意識啓発を図り、早期の耐震改修の実施につなげる。 <p>⑧ 民間建築物の耐震化に向けた指導強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 義務付けた耐震診断結果の報告期限を令和3年3月末に迎えることから、未報告の所有者に対する行政指導を強化する。 耐震診断が概ね完了したことから、引き続き戸別訪問による丁寧な説明等により、補助制度を活用することなどによる計画的な耐震改修の実施につなげる。

※ 耐震改修促進法により県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

3 住宅【重点的取組】

KPI：令和7年度末までに全市町において耐震改修補助制度の改善または創設

目指す姿	住宅の耐震性が確保され、地震による倒壊等の被害から、居住している県民の生命、身体及び財産の安全・安心が確保されています。
取組の方向	<p>① 市町の補助制度の改善への支援、創設の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震改修に加え建替えを補助対象にするなど、県民がより利用しやすい補助制度となるよう支援することにより、市町が持つ既存制度の改善を促すとともに、未創設の町には制度の創設を促す。 県主導による情報の一元化による意識啓発や、補助申請手続きの簡素化など、市町を支援するソフト対策と補助制度の連携を図る。 市町が建替えに補助するにあたっては、非現地建替えや除却のみも対象にすることにより、持続可能なまちづくりの視点から、居住誘導や空家対策などの施策と相乗効果が得られるよう支援し誘導する。 <p>② 所有者への意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置や、各種セミナーやイベントの開催に引き続き取り組む。